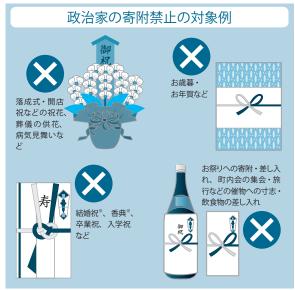
# 「三ない運動」をご存じですか?

政治家の寄附は禁止(贈らない)! 政治家の寄附を求めない! 受け取らない!



※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、 罰則が適用されない場合があります。

選挙を実現しましょう。
此のルールを守って、明るい皆さま一人ひとりが寄附禁ます。

年末年始はお歳暮やお年すなることも禁止!

機会の多いシーズンです。

何かと贈り物をする

そこで、この機会に皆さま

ろん、

有権者が政治家に寄附

金や物を贈ることは

NO!

次の行為が禁止されています

# 【平時より禁止されるもの】

# ●政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その 時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されていま す。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも 罰則をもって禁止されています。

### ●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

#### ●政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内に ある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推される ような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄 附をすると処罰されます。

#### ●政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

# 【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

#### ●政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

## ●請負等の契約の当事者の寄附の禁止

国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

#### 【その他、禁止されている行為】

○政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状 (電報なども含む) を出すことは禁止されています。 ○政治家や政治家の後援団体 (いわゆる後援会) が、選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

#### 総務省ホームページ

なるほど!選挙「寄附の禁止」

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\_s/naruhodo/naruhodo08.html



『広報紙「総務省(2021年12月号)」より』